

平成 29 年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第 1 条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、社会福祉の推進を図るため、次の事業を行う。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、社協理事会、評議員会、母子寡婦福祉会、心障者福祉会、保護司会、遺族会、ボランティア団体等を対象にした研修会等で住民間の交流を推進する。

また、地域包括支援システムが推進される中、地域の社会福祉法人、その他の団体等との連携・協働により、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談支援につなげる機能強化を図っていくものとする。本年度のふくしまつりの運営については、川崎町総合福祉センター建て替え工事により、会場スペースに影響を及ぼす可能性があるため、可能な範囲内で実施する。

2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

福祉とは、個人がその人らしく生活することを支援するものであるから、各種団体、組織との連絡と強化に努め、住民一人ひとりが気軽に参加できる環境作りを援助する。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

ボランティア団体や在宅支援グループ等の指導助成と福祉に関する情報、知識の普及と関係組織との連絡調整を図る。また、ホームページを用いて、地域の福祉団体・ボランティアグループの情報発信に努める。

4. 保険医療、教育の社会福祉と関連する事業との連絡

町の保健センターと連携しながら共同募金事業により地域福祉の推進を図る。また、教育については、小学生へ福祉教育冊子等を配布、福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図る。さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープの配布

を行う。

5. 共同募金事業への協力

- (1) 老人クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び大口募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金（各行政区長に依頼）を10月から12月まで実施

6. 川崎町総合福祉センターの運営

本年度より、2か年計画で建て替え工事を実施する。

7. 心配ごと相談業務

法務局をはじめ、人権相談員、行政相談員、民生委員相談員の連携により、相談者のさまざまな悩みの解決に努めるとともに、相談者の資質向上のため、事例研修を行い相談業務の充実を図る。また、総合福祉センター建て替え工事により、川崎町コミュニティセンターに相談室を設ける。

8. 老人福祉センターの運営

あらゆる世代間の交流のために、談話室、浴室、カラオケ、健康福祉機器の提供を行う。また、入浴施設の愛称を公募するとともに、地域住民から親しみのもてる施設運営に努める。

9. 川崎町配食サービス見守りネットワーク事業

平成26年度末、川崎町からの委託契約終了後より事業休止を継続する。

10. 居宅介護支援事業

介護サービスの提供を通し様々なニーズを把握し利用者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、社会福祉協議会の強みを生かし医療、介護と連携を図りながら自立支援と介護予防の視点を持ったケアマネジメントを実施し地域で安心して生活できるよう支えていく。

1 1. 通所介護事業・予防通所介護事業

平成 26 年 10 月より、事業を休止している。今後、「地域共生社会」の実現に向けて、施設環境を効果的に活用出来るよう運営方針についての検討を継続する。

1 2. 訪問介護・予防訪問介護事業

利用者が地域において、その人らしい日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立った適切なサービスを提供し、利用者及び地域から信頼される事業所を目指します。また、ケアマネージャー及び関係機関等との連携に努め、度重なる制度改正・介護報酬の改正に対応できるサービス事業所としての体制の構築を図ります。

1 3. 障害福祉サービス

障がい者が日常生活及び社会生活を自分らしく過ごすことが出来るように、地域に密着したサービスの提供と障害福祉に関する情報提供に努め、関係機関との連携を図りながら、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び同行援護を提供する。

1 4. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成 2 年条例第 27 条）の規定に基づき、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障害者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行う。川崎町社会福祉協議会は共に相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしていきます。

1 5. 障害者(児)相談支援事業

地域の民生児童委員・ボランティアなど、地域福祉を支える様々な関係者及び、障害者支援事業所と密接な連携を図り、障害者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援する。

16. その他この法人の目的達成のための必要な事業

川崎町、地域包括支援センター、地域の社会福祉法人、NPO等、関係機関との協働体制を確保し、住民ニーズの把握及び生活困窮者、要援護者等に対する事業の促進を図るため、下記を重点項目として取り組みを行います。

- ・川崎町地域福祉計画に係る具体化策が実現可能となるよう、川崎町所管課及び川崎町保健推進協議会との連携を強化します。
- ・生計困窮者の緊急的な課題等に地域の社会福祉法人が連携して対応できるよう「ふくおかレスキュー事業」に参画します。